

## 【利用目的】

○宇和米博物館の貸し出しスペースは、オフィス・研修・セミナー・各種発表会やイベント等の目的で利用できます。利用者は事前に利用目的や内容を申込書に記入してください。内容によっては、確認させていただくことがあります。

## 【利用時間】

- 利用時間には準備や後片付けを含みます。お申込み時間内の利用を厳守していただき、退出時間がきましたら速やかに退出してください。
- 時間の延長をご希望される場合等は速やかに施設へご連絡ください。但し、施設運営に支障が発生する場合等は、延長をお断りする場合がございます。
- やむを得ない理由により中止する場合は、少なくとも前日までにご連絡ください。

## 【利用制限】

○西予市宇和文化の里施設条例で規定する、利用の制限（第9条）に示す以下の項目に該当する場合は貸し出しをお断り致します。また、契約成立後であっても予約の解除や利用の中止をさせていただく場合がございます。その結果、利用者に如何なる損害が生じて、施設は一切の責任を負いません。

- (1) その利用が宇和文化の里の設置目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
- (3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失する恐れがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、宇和文化の里の管理上支障があるとき。

## 【利用前の確認事項】

- 免責および損害賠償
  - ・利用者、来場者、受講者等が持ち込みになられた物（貴重品を含む）等の盗難、破損事故及び人身事故については、利用者のみならず関係業者や来場者の行為等であっても、施設では一切の責任を負いません。
  - ・建物、設備、備品等を汚損、毀損、または紛失された場合はその損害を賠償して頂きます。
- 来場者の整理（駐車案内等）や案内、催し物の開催に必要な要因については、利用者側で手配してください。
- 付帯設備、備品貸し出し
  - ・机、椅子等の各種備品の用意がございます。ご利用の際は、事前に具体的な内容や必要な数量等についてご相談ください。
  - ・原則、利用当日の設備・備品の対応は致しかねます。予め、ご了承ください。

## 【衛生・安全管理】

- 防火、防災
  - ・引火性、爆発性のある物、騒音または臭気を発する物のお持ち込みはお断り致します。また、飲食イベント等で火気や電気を使用される場合は消火器をご準備ください。
  - ・非常時は施設と協力し、来場者の避難誘導にあたってください。
- 飲食が伴う催物を開催する際は、利用者の責任の下に飲食物等の衛生管理を行ってください。アルコール類の持ち込みはできませんので、ご了承ください。
- お子様が多数参加される場合は、担当者を設けるなど安全面に配慮してください。

## 【その他の注意事項】

- 利用者は、第三者に開錠の利用権の全部または一部の譲渡、転貸することはできません。
- 利用終了にあたり、発生したごみ等はすべてお持ち帰りいただき、原則利用前の状態まで原状回復してください。

## 【関係諸官庁への届出】

- 消防署への届出  
不特定多数が来場する催事等の場合、消防署へ「催物開催届出書」が必要となる場合がございます。また、開催内容によっては、「防火対象物使用開始届」や「禁止行為の解除承認申請書」も必要となります。事前に下記の消防署へご相談ください。
  - 西予市消防署 0894-62-0119
- 警察署への届出  
会場内外での安全をはかるため必要と思われる場合には、事前に下記警察署にご相談ください。
  - 西予警察署 0894-62-0110
- 保健所への届出  
飲食が伴う催物を開催する際は、「行事開催届」や「行事における臨時出店届」の届出が必要になる場合がございます。必ず事前に下記保健所へご相談ください。
  - 八幡浜保健所 0894-22-4111

## 【規約の変更】

- 規約の内容は、予告なく変更することがあります。  
規約作成日 2017年10月28日

